

平成22年11月22日

## 買い物弱者対策支援事業の募集開始と説明会開催について

少子高齢化や過疎化等の社会情勢の大きな変化に伴い、買い物の場所や移動手段などの日常生活に不可欠な機能が弱体化している地域が発生しています。特に高齢者等にとって大きな問題となっていますが、こうした機能を地方自治体だけで支えていくことは困難な状況となっております。

上記状況を踏まえ、経済産業省では、平成22年度補正予算案の一環として買い物弱者対策にかかる事業に対して補助を計画しており、公募の開始と説明会の開催をお知らせいたします。

※なお、本事業の実施は平成22年度補正予算案の国会通過を前提とするものです。したがって、今後、内容等を含め変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1. 事業の背景・目的

少子高齢化や過疎化等の社会情勢の大きな変化に伴い、お店や交通機関、医療・福祉等の日常生活に不可欠な「生活インフラ」が弱体化しています。こうした中、住民ニーズに地方自治体だけで応えることは難しくなっているという現実があります。

このような問題意識の下、経済産業省では、流通事業者等を中心とした民間主体と地方自治体等とが連携して持続的に行う地域の課題に対応する事業(宅配、移動販売、地域のコミュニティ活動との連携等)について、「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」で検討してまいりました。

本研究会では、買い物弱者の増加等の問題を解決するためには、流通事業者や地方自治体等の地域の主体が連携して事業を実施することが重要であるとの結論に至りました。

こうした地域の主体の連携による取組を進めていくため、関係省庁と協力しながら、買い物支援等での成功事例のポイントを整理した事例集を作成し、セミナー等を通じて普及・啓発していくなど国としても積極的に関与を図っていくことを提言しています。

今回、上記提言を受け、平成22年度補正予算事業案の一環として主に買い物弱者対策にかかる事業に対して補助事業を実施いたします。本事業は、流通事業者や地方自治体等の地域の多様な主体が連携して事業を実施し、買い物弱者等の地域住民の利便性の向上を図ることを目的としています。

## ※買い物弱者とは

流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。徐々にその増加の兆候は高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地等で見られ始める。経済産業省では、その数を600万人程度と推計。

## ※今後の検討スケジュール

今後、年内に買い物支援等での成功事例のポイントを整理した事例集について審議するため、12月上旬に第7回の「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」を開催する予定。その後、事例集は年内に経済産業省のホームページで公表予定。

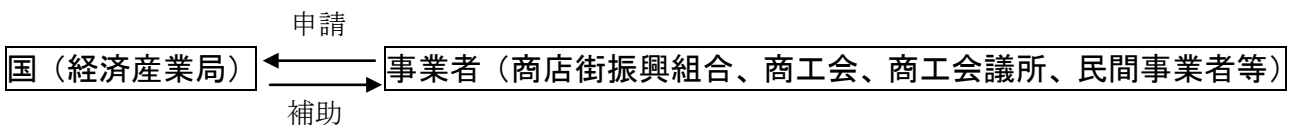
また、年明けから普及・啓発のためのセミナーを開催予定。

(参考)「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」報告書

<http://www.meti.go.jp/press/20100514004/20100514004.html>

## 2. 補助事業の概要

今回予定している補助事業の概要は以下の通りです。



〔補助率〕国2／3

〔補助額〕上限：1億円

下限：100万円（補助対象事業費で150万円以上）

### 〔補助対象事業者〕

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、漁業協働組合、民間事業者（法人格を有しているものに限る）

※ただし、連携事業者は法人格を有していることを要しません。

### 〔補助対象事業〕

今回の事業では、買い物弱者の生活利便性を向上させる事業を幅広く事業対象として募集いたします。一例といたしましては、以下のようなものを想定しています（以下の事業に補助対象を限定するものではありません）。

事業例1：商店の無くなった周辺集落で行うミニスーパー事業

事業例 2 : スーパーと商店街が共同で取り組む共同宅配事業

事業例 3 : NPO 等が御用聞きを行い、スーパーの商品を配達する事業

事業例 4 : 農業者等が小売事業者と協力して取り組む移動販売車事業

事業例 5 : スーパーが自治体と協力して運行する買い物支援バス事業

※補助事業を実施した結果、支援対象の買物困難地域・買い物弱者の販売額又は利用の効果が認められることが必要です

※本事業においては、基本的に高齢者等が徒歩で外出し、買物行為を行うことに困難を感じる人が多い地域（買物困難地域）で主に行われる事業を想定しています。

※いずれも 2 以上の事業者主体の連携事業であることが必要です。ただし、事業主体が事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会等の場合は、そもそも連携事業であるとみなされます。

### 3. 応募方法

- (1) 応募される方は、市区町村の商業振興担当課を通じて、要望書等を所管の経済産業局に提出してください。
- (2) 提出された要望書等をもとに必要に応じてヒアリング等を行い、事業効果や数値目標の設定及びその妥当性等を審査の上、採択を決定します。
- (3) その後、交付申請書を提出していただき、交付決定、事業開始となります。
- (4) 補助事業終了後、補助金の交付が行われます。
- (5) 申請関係書類
  - ①募集要領
  - ②要望書様式
  - ③要望書記入要領

### 4. 説明会の日程

以下のように、説明会は地域ブロック毎に開催する予定です。

#### 北海道

日時：平成 22 年 11 月 30 日（火）午後 2 時～ 4 時

会場：北海道経済産業局 第 1 会議室

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 6 F

#### 東北

日時：平成 22 年 11 月 29 日（月）午後 2 時半～ 4 時

会場：ホテル白萩 2F（錦の間）  
宮城県仙台市青葉区錦町 2-2-19

#### 関東

日時：平成 22 年 12 月 2 日（木）①午後 2 時～3 時半  
②午後 4 時半～6 時  
会場：さいたま新都心合同庁舎 1 号館 8 階 8-2  
埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1

#### 北陸

日時：平成 22 年 12 月 3 日（金）午後 1 時半～2 時半  
会場：富山地方合同庁舎 5 階共用会議室  
富山県富山市牛島新町 11 番 7 号

#### 中部

日時：平成 22 年 11 月 22 日（月）午後 2 時～4 時  
会場：愛知県自治センター  
愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2

#### 近畿

日時：平成 22 年 11 月 24 日（水）①午前 11 時～12 時  
②午後 1 時半～2 時半  
会場：大阪合同庁舎 1 号館 第 1 別館 3 階 第 4 会議室  
大阪府中央区大手前 1-5-44

#### 中国

日時：平成 22 年 12 月 1 日（水）①午後 2 時～午後 3 時半  
②午後 3 時 45 分～午後 5 時 15 分  
会場：中国経済産業局 第 1 会議室 A B  
広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 2 階

#### 四国

日時：平成 22 年 12 月 2 日（木）午後 1 時半～3 時半  
会場：高松サンポート合同庁舎 6 階 607 会議室  
香川県高松市サンポート 3-33

#### 九州

日時：平成 22 年 11 月 30 日（火）午後 2 時～3 時半

会場：九州経済産業局 共用大会議室 A・B・C

福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 3 階

## 沖縄

日時：平成 22 年 12 月 1 日（水）午後 1 時半～3 時半

会場：那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 2 階共用会議室 D・E

沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

※詳細は、各地方経済産業局のホームページでもお知らせしておりますので、ご覧ください。

## 5. 募集期間

平成 22 年 11 月 24 日（水）～12 月 15 日（水）（経済産業局に 17 時必着）

※詳細な募集要領は 11 月 22 日を目途に経済産業省のホームページにて掲載する予定。

## 6. お問い合わせ先

所管経済産業局担当課室及び経済産業省流通政策課までお問い合わせください。

担当課室	所在地及び連絡先	管轄区域
経済産業省流通政策課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL:03-3501-1708	—
北海道経済産業局 流通産業課商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第 1 合同庁舎 TEL:011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第 1 合同庁舎 TEL:022-221-4914	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 流通・サービス産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館 TEL:048-600-0341	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県、静岡県
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL:052-951-0597	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県
近畿経済産業局	〒540-8535	福井県、滋賀県、京都府、

流通・サービス産業課	大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 TEL:06-6966-6025	大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 TEL:082-224-5653	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8524	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL:092-482-5456	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL:098-866-1731	沖縄県

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通グループ流通政策課長 須藤

担当者：加藤、植田

電 話：03-3501-1511 (内線 4161~5)

03-3501-1708 (直通)